

新型コロナウイルス感染症への対策に関する決議

昨年12月に、中国・武漢市から端を発した新型コロナウイルスにより感染症が急速な勢いで世界中に拡大し、3月11日に、世界保健機関（WHO）はパンデミックと表明した。

我が国においても、感染者が増加の一途をたどり、学校の一斉休業、大規模イベントの中止・延期、企業への休業要請、また、労働者の勤務形態の変更など、国民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしている。

本年4月7日に、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令し、対象地域を7都府県に指定した。その後、同月16日に、全都道府県に拡大し、先の7都府県に、新たに6道府県を加えて、特定警戒都道府県を13都道府県に指定し、国民へ不要不急の外出の自粛などを要請した。その結果、ゴールデンウィークが明けた時点で、新たな感染者は、一部の地域を除き、一時の増加傾向と比較すると、減少傾向となっているが、5月4日に、緊急事態宣言は5月末までに延長され、引き続き、行動の自粛を要請された。その後、14日に、39県を解除し、そして、継続中の8都道府県のうち、近畿の3府県については、感染者数の増加に一定の歯止めがかかり、病床数や検査体制の確保にめどが立ったと分析され、緊急事態宣言の解除が検討されている。

さて、島内の感染状況は、5月20日現在、10名であるが、3市が連携をとり、兵庫県と一丸となって、このような未曾有の難局に応じた対策を迅速かつ適切に講じていく必要がある。このような状況下にあつて、最前線で医療業務を遂行している医師、看護師、また、食料などの販売に従事しているスーパーのレジ係、物流などに携わり、国民生活を支える方々には敬意を表したい。

本市においても、児童生徒が登校できず、自宅での学習を余儀なくされ、健全な学びに支障を来している。また、テレワークなど、勤務体系の変更により、児童虐待など様々な問題の発生に危惧する。本市では感染者が発生していないが、島内での感染状況を鑑み、市民の不安を払拭するためにも、市には、国や兵庫県からの情報を、いち早く、漏らすことなく、正確に、お知らせしていくことが求められている。また、行政、事業者、市民が一丸となって、この感染症に打ち勝っていくことを一層、要求したい。

よって、洲本市議会は、本市が、新型コロナウイルス感染症への対策を直ちに実行するとともに、下記の事項を早急に実現されるよう強く求める。

記

1. 学校再開後の給食費を無料にされたい。
2. オンライン授業の早期実現に向け、全児童生徒へタブレットを配布されたい。
3. 市税の納付を猶予されたい。
4. 水道料金を減額されたい。
5. 新型コロナウイルス対応専用窓口を設置されたい。
6. ひとり親世帯へ支援されたい。
7. 国、県へ財源措置を要望されたい。

以上、決議する。

令和2年5月21日

兵庫県洲本市議会